継続

原議保存期間	５年(平成36年３月31日まで)
有 効 期 間	一種(平成36年３月31日まで)

警察庁丙組暴発第12号、丙組組企発第125号
丙組薬銃発第16号、丙組国捜発第13号
平成３１年３月２８日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

庁内各局部課長
各地方機関の長　殿
各都道府県警察の長
（参考送付先）
各附属機関の長

保護対策実施要綱の運用要領の制定について

この度、「保護対策実施要綱」（平成23年12月22日付け警察庁乙刑発第11号、乙官発第18号、乙生発第11号、乙交発第11号、乙備発第12号、乙情発第11号の別添）が制定されたが、それに伴い、保護対策実施要綱（以下「要綱」という。）の運用要領を下記のとおり制定したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「保護対策実施要綱の一部改正について」（平成６年８月24日付け警察庁丙暴暴一発第17号）及び「保護対策実施要綱の運用要領の一部改正について」（平成６年８月24日付け警察庁丁暴一発第71号）は、廃止する。

記

１　保護対象者（第２の２及び第５の１関係）

(1)　要綱第２の２の(6)にいう「その他暴力団等から危害を受けるおそれのある者」とは、次に掲げる者をいう。

ア　暴力団等に係る事件に携わった司法関係者等（裁判員、裁判官等）

イ　暴力団等に関する報道を行った報道関係者

ウ　その他管内の暴力団情勢等に鑑み、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）が特に必要と認める者

(2)　（略）

２　保護区分（第２の３関係）

（略）

３　基本的配意事項(第３関係)

(1)　警察本部長等は、警察各部門が緊密な連携を図り、その総合力が十分に発揮され、保護対策が真に機能するよう特段の配意をするものとする。

(2)　危害行為を防圧するための検挙措置を講ずるに当たっては、法令の多角的活用に配意した上で、保護対象者に対し危害を加えるおそれのある者（以下「視察対象者」という。）に対する視察内偵活動を強化し、潜在事犯の掘り起こしを迅速に行うとともに、警戒活動実施時における職務質問の強化と現行犯逮捕による未然防止に特に留意するものとする。

(3)　保護対策の重要性を職員に周知徹底する際には、併せて、被害相談受理等における保護対象者の発見と視察対象者に関する情報の収集及び報告要領等についても指示するものとする。

(4)　資機材の有効活用を図るため、平素からその整備に努めるとともに、資機材の保管、管理状況を常に的確に把握しておくものとする。

(5)　他の警察部門の情報も含めて、組織犯罪対策部門で暴力団情報等を集約し、危害に関する兆し等の情報の把握に努めるものとする。

(6)　保護対象者が、自主警戒を行うことを希望する場合、防犯カメラ等の資機材や民間による機械警備の活用等、適時適切な支援を行うものとする。

4　身辺警戒員（第４の２関係）

(1)　身辺警戒員の服装は、私服とする。

(2)　身辺警戒員記章は、身辺警戒を秘匿して実施する必要があるなど特段の事情がある場合は、これを付けないことができる。

(3)　身辺警戒員は、必要に応じて、拳銃、特殊警戒用具、手錠、警笛その他の身辺警戒に必要な装備品を着装し、又は携帯するものとする。

5　保護対策責任者（第４の３関係）

警察署又は警察本部の各所属の所属長は、保護対策責任者を指名したときは、その旨を保護対策官に通知するものとする。保護対策責任者が、要綱第４の３の(2)ウの連絡責任者を指定したときも同様とする。

6　保護対策計画の策定（第５の２及び第６の２関係）

(1)　保護対策計画は、別記様式１号により定めるものとする。ただし、別記様式１号には、各都道府県警察の実情に応じ、必要な事項を追加することができる。

(2)　保護対策計画の策定に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア　（略）

イ　実施内容を定めるに当たっては、保護対象者の意向を踏まえるとともに、事前に、保護対象者の住居等及びその周辺の状況並びに保護対象者の活動状況等を具体的に把握しておくものとする。

ウ　保護対象者との連絡は、昼間、夜間、祝祭日を問わず、常に確実に行えるよう配意するものとする。

エ　保護対策の実施は、保護対象者のみならず、その家族の保護にも十分配意するものとする。

オ　保護対策計画は、状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(3)　(1)のほか、要綱第６の２の(2)の場合に策定する保護対策計画は、別記様式２号によるものとする。ただし、別記様式２号には、各都道府県警察の実情に応じ、必要な事項を追加することができる。

7　視察対象者の抽出と動向の把握(第５の３関係)

(1)　視察対象者の抽出を確実に行うため、暴力団等の動向及び言動に関する情報が保護対策官及び保護対策責任者に確実に伝達される体制を確立するとともに、その保秘に配意するものとする。

(2)　視察対象者の抽出は、保護対策官が、保護対策責任者等との協議を通じて、その根拠となる背景、動機等を分析するとともに、視察対象者の性格、犯罪経歴、交友関係等を踏まえて、的確に行うものとする。

(3)　視察対象者については、保護対象者に対し危害行為を加えるおそれの程度に応じて必要な行動確認を実施し、その動向を確実に把握するとともに、事件検挙に必要な端緒情報の収集に努めるものとする。

8　広域にわたる保護対策の実施（第６の１関係）

要綱第６の１の(1)による通知を受けた警察本部長等は、通知を受けた者を保護対象者として指定し、当該通知をした警察本部長等と情報交換を図るなど緊密に連携して、適切な保護措置を講ずるものとする。

9　報告(第８関係)

(1)　（中略）保護対象者の指定又は保護区分の指定、変更若しくは解除を行ったときは、別記様式３号により、本職に報告するものとする。

(2)　（中略）保護対象者の指定又は保護区分の指定の状況については、半年ごとに、別記様式４号又は５号により本職に報告するものとする。

(3)　保護対象者に対する危害の発生等特異・重大事案については、速やかに、本職に報告するものとする。

10　保護対策業務に対する適正な評価及び賞揚

保護対策業務に従事する職員及びその所属について、保護対象者に対する危害の未然防止を図る上で功績があったと認められる場合には、正当な評価及び賞揚の対象とするものとする。

（別記様式省略）

【継続措置状況】

初回発出日：平成23年12月22日
（有効期間：平成31年３月31日）